

第3 民間団体に対する援助の在り方について

いわゆる民間シェルターは、公的な対応が十分でない部分において、被害者の保護を積極的に行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。これら民間シェルターは、一部の地域において大きな役割を果たしているにもかかわらず、情報や活動資金が不十分な状況の下、非常に厳しい運営を強いられており、これらの活動に対する援助が求められている。

そこで、配偶者暴力防止法第26条では、国及び地方公共団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めることを規定している。この必要な援助としては、具体的には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供を行うこと、財政的な援助を行うことなどが考えられる。

なお、内閣府が把握している全国35の民間シェルターのうち、平成13年度に、地方公共団体から何らかの財政援助を受けている民間シェルターは、18団体（51.4%）である。

関係府省庁の取組状況

・ 情報提供事業【内閣府】

夫・パートナーからの暴力に関して、被害者の対応に当たる関係各機関の連絡先等の情報、対応に役立つ国の取組や法律の情報等を収集し、インターネットのホームページや冊子により、官民の関係者に提供する情報提供事業を平成14年4月から開始。

1 民間団体に対する援助の在り方に関する意見

(1) 情報提供について

- ・ 民間の団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を円滑に行うことができるよう、法律、制度、国及び地方公共団体の取組等に関する情報を幅広く迅速にかつ継続的に提供することが必要である（内閣府）。

(2) 財政的援助について

- ・ 民間シェルターに対し必要な財政的援助が行われることが望ましいことから、民間シェルターに対し従来以上に財政的援助が行われるよう、既存の制度を活用するなど、その環境を整備することが必要である（内閣府）。

2 都道府県、市町村に対する要請

- ・ 公的機関と民間シェルターとの連携が必ずしも十分とれていないところも多い。被害者保護に関し重要な役割を担っている民間シェルターとの連携を密にし、これらに対し、最新の情報等を逐次提供する。
- ・ 現在、都道府県、市町村の中には、民間シェルターの果たす役割の重要性にかんがみ、何らかの形で財政的援助を行っているところもある。都道府県、市町村においては、内閣府から情報が提供される他の都道府県、市町村の取組等も参考に、民間シェルターに対し必要な援助を行うよう努める。